

# 岐阜県公報

第二千五百五十五号  
平成二十六年六月十七日

(火曜日)

## 目次

### 告示

土壤汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定

管理美容師資格認定講習会の指定 (環境管理課) 三八七

管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) 三八七

解除予定保安林とする旨の通知 (同) 三八八

道路の区域変更 (治山課) 三八八

道路の供用開始 (道路維持課) 三八八

保安林の指定解除予定 (同) 三八九

(恵那農林事務所) 三八九

### 公安委員会告示

交通安全活動推進センターの変更 (交通企画課) 三八九

### 公示

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し (建設政策課) 三九〇

開発行為の工事の完了 (建築指導課) 三九一

### 正誤

道路の区域変更中訂正 (道路維持課) 三九二

## 告示

岐阜県告示第四百四十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定する。

平成二十六年六月十七日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 要措置区域

多治見市笠原町字梅平四〇二四番四五〇の一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 土壤汚染対策法第七条第三項に規定する指示措置

地下水の水質の測定

岐阜県告示第四百四十六号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により平成二十六年年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十六年六月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 主催者の名称及び住所

公益財団法人美容師試験研修センター 理事長 小早川 隆敏  
 東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階  
 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地  
 二 公益財団法人美容師試験研修センター 東海ブロック事務所  
 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階  
 三 開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
平成二六・一一・一〇	公衆衛生 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 羽島市文化センター
同 一一・一七	衛生管理	同
同 一二・一	衛生管理	同

岐阜県告示第四百四十七号

美容師法（昭和三十三年法律第百六十三号）第十二条の三第二項の規定により平成二十六年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十六年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び住所  
 公益財団法人美容師試験研修センター 理事長 小早川 隆敏  
 東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階  
 二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地  
 公益財団法人美容師試験研修センター 東海ブロック事務所  
 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階  
 三 開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
平成二六・一一・一〇	公衆衛生 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 羽島市文化センター

同 一一・一七	衛生管理	同
同 一二・一	衛生管理	同

岐阜県告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所  
 恵那市大井町字奥戸二六九六の五・二六九六の六七・二六九六の八六・二六九七の二一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由  
 指定理由の消滅
  - 二 解除予定保安林の所在場所  
 恵那市大井町字奥戸二六九六の五・二六九六の六七・二六九六の八六・二六九七の二一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 三 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
  - 四 解除の理由  
 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年六月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	道路の種類	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
路線名	路線名		メートル	メートル	
区	区				
間	間				
延長	延長				
メートル	メートル				
の期日	の期日				
決定又は変更の告示年月日	決定又は変更の告示年月日				
備考	備考				

岐阜県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年六月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	道路の種類	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
路線名	路線名		メートル	メートル	
区	区				
間	間				
延長	延長				
メートル	メートル				
の期日	の期日				
決定又は変更の告示年月日	決定又は変更の告示年月日				
備考	備考				

一般国道	下石原線	多治見市市之倉町一〇丁目市之倉川右岸堤防敷地先（一八二番）から	六・一	平成 三〇・六七	平成 三〇・六七
市之倉	同市同	町一〇丁目二七〇番地先まで			

岐阜県告示第四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
恵那市大井町字奥戸二六九六の五（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県恵那農林事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第三号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）第三条第一項の規定により、岐阜県交通安全活動推進センターから変更の届出があったので、

同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月十七日

岐阜県公安委員会

委員長 古田善伯

一 変更の内容

住所

(変更前) 岐阜市数田南二丁目一番一号(岐阜県庁内)

(変更後) 岐阜市数田南五丁目一四番二二号

二 変更年月日

平成二十六年四月二十六日

公 示

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年六月十七日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十六年三月二十七日	有限会社 安八工業 所	代表取締役 西松 敬一	安八郡安八町 中一四九八	般二十二 二〇〇八五	管工事業
平成二十六年四月八日	有限会社 梅地土建	代表取締役 梅地 清澄	高山市清見町 牧ヶ洞四七〇	般二十三 一四二五〇	管工事業

平成二十六年四月八日	若林左官	若林武	高山市漆垣内 町一四八二番 地三	般二十一 八五〇三三	左官工事業
平成二十六年四月十一日	飛高建設 株式会社	代表取締役 遠藤 幸一	高山市山田町 一三〇番地 の三	特二十五 八五〇〇九 六	建築、大工、左官、石、屋根、タイル、れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具及び水道施設工事業
平成二十六年四月十一日	エム興業	宮下文彦	高山市下之切 町一三九二	般二十一 八五〇三三	とび・土工工事業
平成二十六年四月二十一日	三好建築	三好勝也	岐阜市寺田一 丁目七五番地	般二十五 一〇一九八	大工工事業
平成二十六年四月二十五日	株式会社 ウェルテック	代表取締役 三浦 吉	羽島郡岐南町 上印食三丁目 七三番地二	般二十一 一〇二二三 六	電気工事業
平成二十六年四月二十八日	京極建設	京極勇	瑞穂市別府一 〇〇九番地	般二十五 一〇〇四二	とび・土工工事業
平成二十六年四月三十日	TIM	松垣博	各務原市那加 桐野町一丁目 七五番地	般二十四 一〇一八三 四	建築及び内装仕上 工事業
平成二十六年五月二日	岐西鉄工 株式会社	代表取締役 浅野 正尚	岐阜市西荘一 丁目一五番三 〇号	般二十四 一〇一八五 三	鋼構造物工事業
平成二十六年五月八日	有限会社 寶昇建設	代表取締役 日下 部友信	下呂市森六二 三番地五	般二十一 一一三三〇	土木、建築及びとび・土工工事業
平成二十六年四月八日	Top	代表取締役	恵那市飯地町	特二十五	土木工事業

平成二十六年五月十五日	株式会社 大井工務店	代表取締役 元正 今井	恵那市長島町 永田三三三番地八	般二十三 七〇〇三四	建築工事業
平成二十六年五月十五日	有限会社 中津川緑化センタ	代表取締役 近藤 良三	中津川市茄子川一六四二番地の二九	般二十三 七〇〇〇三	土木、とび・土工、石及び造園工事業
平成二十六年五月十五日	株式会社 光測量コンサルタント	代表取締役 吉川 義康	中津川市小川町二番八号	般二十二 七〇〇四五	土木、建築、大工、とび・土工、石、屋根、電気、タイル、れんが・ブロック、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、内装仕上、造園及び水道施設工事業
平成二十六年五月十五日	有限会社 ヤマカ商事	取締役 大山恵市	中津川市中津川一五九二	般二十一 七〇〇二六	造園工事業
平成二十六年五月十三日	株式会社 高田組	代表取締役 高田 泰樹	揖斐郡揖斐川町清水一五七	特二十四 五九五	建築工事業
平成二十六年五月十二日	有限会社 郷工務店	代表取締役 郷潔	山県市平井六二	般二十一 一〇〇七三	造園工事業
平成二十六年五月十二日	梅村建築	梅村光夫	揖斐郡揖斐川町白樫九四六	般二十三 一五七三九	建築工事業
平成二十六年五月十二日	木下土木	木下昌亮	可児郡御嵩町 中八五〇二八	般二十三 一五九三七	土木及びとび・土工事業
平成二十六年五月八日	Runn er株式会社	役員 正孝 館林	二八九七	六〇〇五七	

平成二十六年五月十五日	中菱テクニカ株式会社	代表取締役 弘 秋義	中津川市手賀野三番地の一	般二十三 七〇〇三五	土木、建築、電気、管、機械器具設置及び消防施設工事業
平成二十六年五月十五日	株式会社 フジワテクノス	代表取締役 伊藤 明範	恵那市上矢作町一八八三番地	般二十二 七〇〇四四	管及び機械器具設置工事業
平成二十六年五月十九日	株式会社 ギダイ	代表取締役 山北 昌広	岐阜市上土居七四七番地一七	般二十三 九三八〇	建築、ガラス、内装仕上及び建具工事業
平成二十六年五月十九日	瑞岐建築	伊藤博義	土岐市土岐津町高山一七四番地の一	般二十一 一六七〇九	建築工事業
平成二十六年五月二十日	熊谷建設	熊谷要市	中津川市付知町三八三番地七	般二十四 三三三四	建築工事業
平成二十六年五月二十日	蜂矢工業	蜂矢剛	中津川市茄子川一五一二五〇	般二十一 七〇〇二七	土木及びとび・土工事業
平成二十六年五月二十日	株式会社 辰家コーポレーション	代表取締役 早野 達貴	岐阜市北島七丁目一六番一四号	般二十三 一〇一七六	建築及びタイル・れんが・ブロック工事業
平成二十六年五月二十三日	古田建材	古田啓人	美濃市生櫛二七八番地	般二十一 三五〇一九	石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工事業
平成二十六年五月二十九日	市原木材株式会社	代表取締役 市原 崇光	可児市谷迫間五四一番地の一	般二十一 五〇〇二〇	建築工事業

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可(変更許可)番号及び年月日	岐阜県指令岐西建築第九号の二七 平成二六・二・六	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	羽島市堀津町須賀北二丁目一七番から一九番まで	公共施設の種類の	道路	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
同	同岐西建築第九号の二二 同二五・一一・一〇 同岐西建築第一三号 の五 同二六・五・二〇	瑞穂市穂積字中原一五五番一及び一五五番六	同	同	道路	同	岐阜市藪田南四丁目一番一五号 株式会社アルミック 代表取締役 末 武 悟
同	同岐西建築第九号の二三 同二五・一一・一三	同 市古橋字土海道一四七五番一及び一四七六番一	同	同	道路	同	瑞穂市稲里六六七番地の一〇 有限会社岡本工業 代表取締役 岡 本 保 夫
同	同岐西建築第九号の二四 同二六・一・九	同 市本田字高田三九五番一及び三九六番二	同	同	道路	同	可児市今二二八〇番地の二 株式会社東濃設備 代表取締役 堀 江 研 児

正 誤

(原稿誤り)

平成二十六年五月三十日第二千五百五十号 道路の区域変更(岐阜県告示第四百二十三号)三五〇頁上段の表中「飛驒市古川町大江」は、「飛驒市古川町大江」の誤り。

平成二十六年六月十七日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社